

R8.10～

佐賀市産後ケア事業のご案内

※ 利用前に必ず佐賀市へ事前申請し、利用券の交付を受けてください。

出産後の心身のケアや育児のサポートを行うため、医療機関や助産院で産後ケア事業を行っています。

利用できる方

佐賀市に住所（住民票）がある出産後１年未満の方

※感染症の症状がなく医療行為の必要がない方に限ります。
※施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。

ケアの内容

❖お母さんの休息・身体的ケア ❖お母さんの心理的ケア
❖授乳支援 ❖育児についての相談（抱き方やオムツ交換、沐浴等）

利用の上限

4つのサービスを通算して、最大 **7回（泊）まで**

利用料・利用時間

4つのサービスを通算して、5回（泊）までは利用料が減免されます。

ショートステイ（宿泊型）

利用料（1泊につき）

4サービス合わせて
５泊目まで　5,000円
６・７泊目　7,500円
※食事代込み（３食）

利用時間

１泊２日

アウトリーチ（訪問型）

利用料（1回につき）

4サービス合わせて
５回目まで　1,000円
６・７回目　3,500円
※駐車場の確保をお願いします

利用時間

２時間程度

デイサービス（通所型）

６時間コース

利用料（1回につき）

4サービス合わせて
５回目まで　2,000円
６・７回目　4,500円
※食事代別

利用時間

６時間程度

３時間コース

利用料（1回につき）

4サービス合わせて
５回目まで　1,000円
６・７回目　3,500円
※食事が必要であれば別途料金必要

利用時間

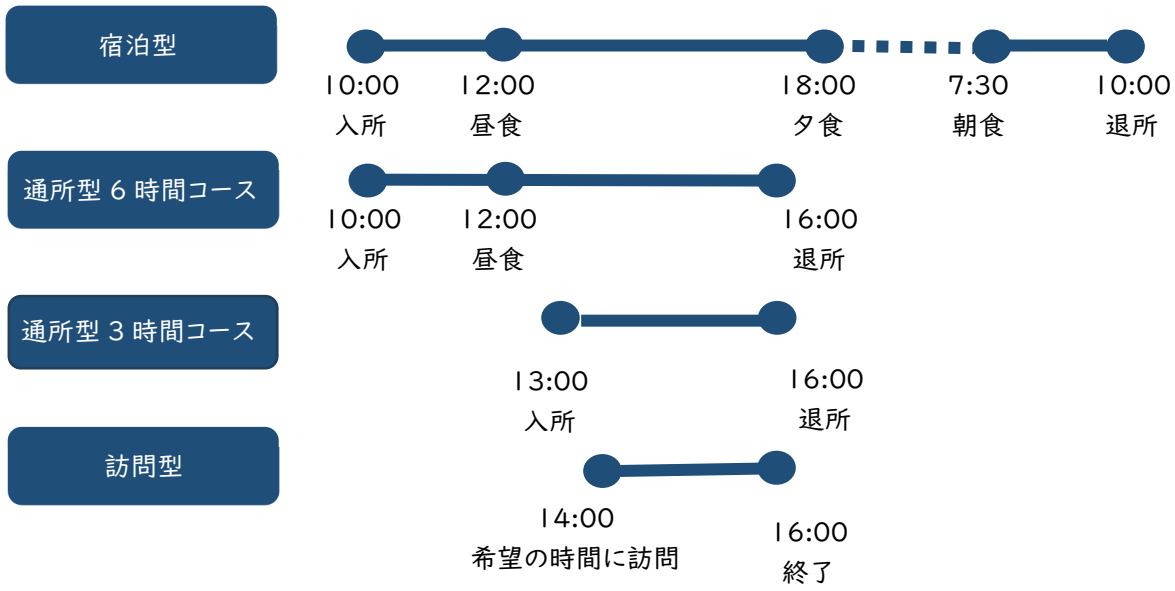
３時間程度

裏面にタイムスケジュール例があります。

※利用開始・終了時間は実施施設にご相談ください。
※おむつやミルクを持ち込まない場合は別途料金がかかります。
※生活保護・市民税非課税世帯の方は、利用料が免除されます。（別途料金、通所型の食事代は免除されません。）
利用料の免除には、証明書類の提出が必要な場合があります。申請後に課税状況が変わった場合は、佐賀市産後ケア事業利用券（チケット）の差し替えが必要です。



タイムスケジュール例



利用方法

▼電子申請

① 佐賀市へ「佐賀市産後ケア事業利用券交付申請書」を提出してください。
妊娠7か月から申請ができます。電子申請も可能です。

② 「佐賀市産後ケア事業利用券（チケット）」を交付します。

▽チケットは、窓口申請の場合はすぐにお渡しできます。
▽電子申請の場合は**マイナアプリのインストール、マイナンバーカード、4 桁の暗証番号**が必要です。
郵送するため、利用希望日の **1 週間前まで**に申請してください。

③ 利用希望の施設へ連絡し、希望するケアの内容や日程等をご相談ください。

＜注意事項＞
▽施設の空き状況によっては、希望日に利用できない場合があります。
▽変更やキャンセルする場合は、利用日の前日までに実施施設に必ずご連絡ください。

④ 産後ケアの利用
利用中は施設の指示に従ってください。

＜準備するもの＞ **▽佐賀市産後ケア事業利用券（チケット）** **▽母子健康手帳**
▽ご自身とお子様の健康保険の内容がわかるもの（マイナンバーカードまたは資格確認書等）
▽子ども医療費受給資格証
▽実施施設から指示のあった持ち物（おむつ、ミルク、ママのパジャマ、洗面用具など）

実施施設

産後ケア事業を利用できる実施施設一覧は、市ホームページをご覧ください。

※佐賀市の委託医療機関ではない佐賀市外の産科医療機関や助産院で産後ケアを利用する場合、償還払い（払い戻し）ができます（助成上限あり）。利用前に必ず佐賀市へ事前申請し、利用券の交付を受けてください。

【申請・お問い合わせ先】
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所 59～61番窓口
こども健康課 こども保健係 電話番号 0952-40-7282